

開庁時間の変更について

令和7年7月

から、来庁受付と電話受付の時間を

8:30~17:15



8:45~16:45

に変更します。

※ 職員の勤務時間は、従前どおり8:30~17:15です。

※ 17:15以降の対応は、従前どおりです。

対象業務

◎ 窓口受付業務

◎ 電話対応業務

注：緊急の場合は、休日・夜間窓口及び代表電話にて対応します。

スケジュール（予定）

令和7年4月	報道発表・ホームページ掲載 公共施設等ポスター掲示 チラシ配布開始
5月	広報はしま掲載
6月	自治会回覧
7月	開庁時間変更実施

対象施設

◎ 市役所本庁舎（情報・防災庁舎を含む）

注：市役所本庁舎以外の公共施設等は含みません。

休日窓口業務（毎月第2、第4日曜日）の開庁時間も変更します。

8:30~12:00



8:45~12:00

休日窓口業務受付担当課

市民課・保険年金課・税務課・収納課

開庁時間変更により期待される効果

1 働きやすい職場づくりを目指すことで

- ・ワークライフバランスの実現や就労意欲の増進により、生産性や市民サービスの質の向上を図ることができます。
- ・新規採用職員の確保や定着率向上の効果も期待できます。



2 時間が確保できることで

- ・職員間の情報共有や業務の進捗確認により、職員が一丸となって多様化する行政ニーズに対応することができます。
- ・業務改善に対する意識が高い活力ある組織づくりを進めることができます。



3 受付時間にゆとりが持てることで

- ・朝は、機器類の動作確認や来庁者をお迎えする準備ができます。
- ・夕方は、来庁者の応対、収納金の確認、機器の締めの処理、片付けを勤務時間内に終えることができます。



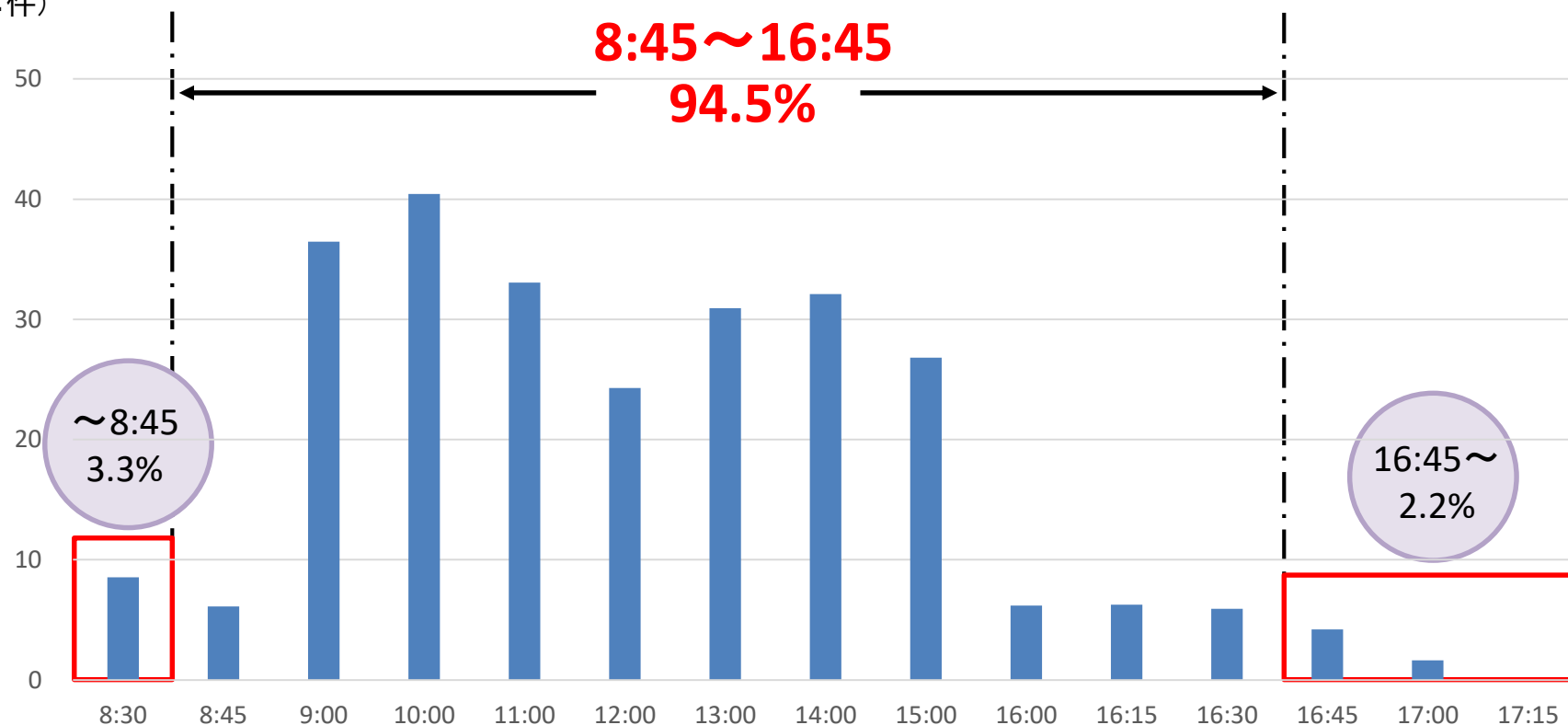
市役所本庁舎での窓口受付の状況（１）

■時間帯別窓口受付件数（期間：R6.1-12月、データ元：市民課・保険年金課設置の番号発券機）

8：45から16：45までに来庁される方の割合は、94.5%です。

〔図表1〕 時間帯別窓口受付件数（1日平均）

（単位：件）



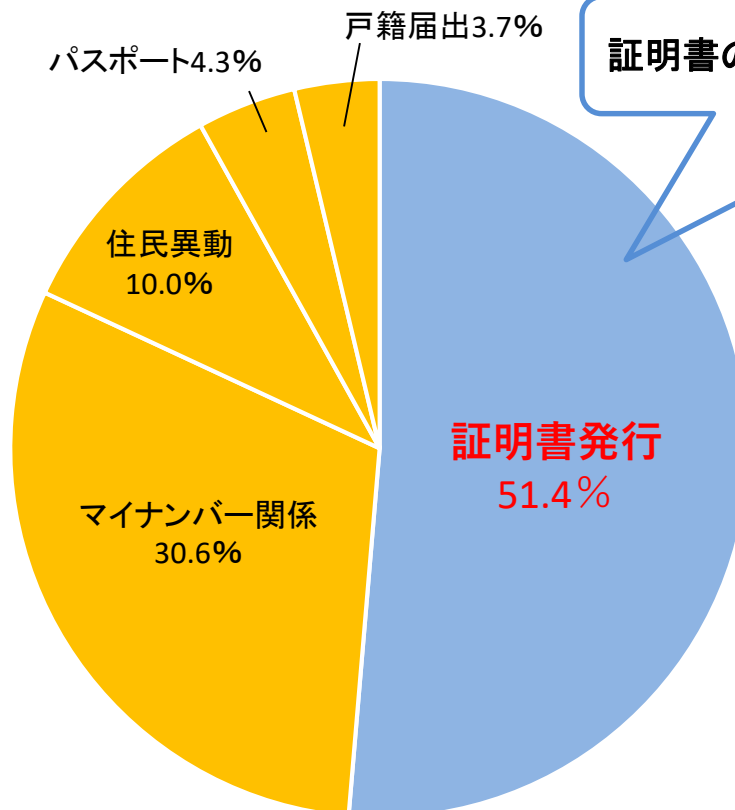
市役所本庁舎での窓口受付の状況（2）

■ 目的別受付件数（期間：R6.1-12月、データ元：市民課設置の番号発券機）

（手続きの種類：証明書発行、マイナンバー関係、住民異動、戸籍届出）

証明書の発行の手続きが半数以上を占めています。

〔図表2〕 市民課での手続き全体の内訳（単位：%）



証明書の多くはコンビニでの発行が可能です。

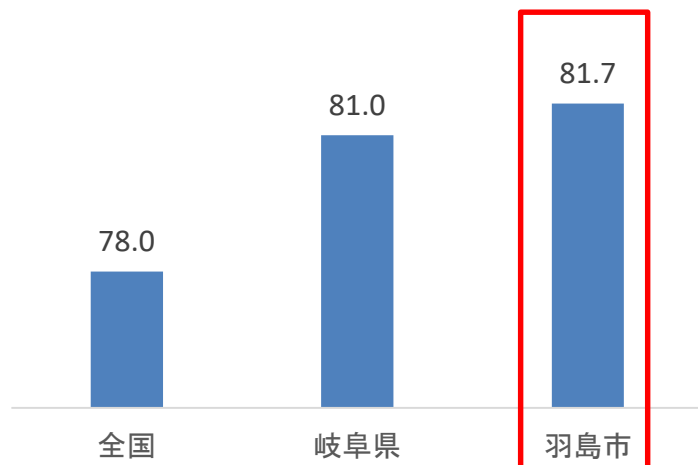


マイナンバーカードの交付と利用の状況

■ 「マイナンバーカードの保有率」と「証明書のコンビニ交付率」の推移

〔図表3〕 マイナンバーカードの保有率

(単位:%)

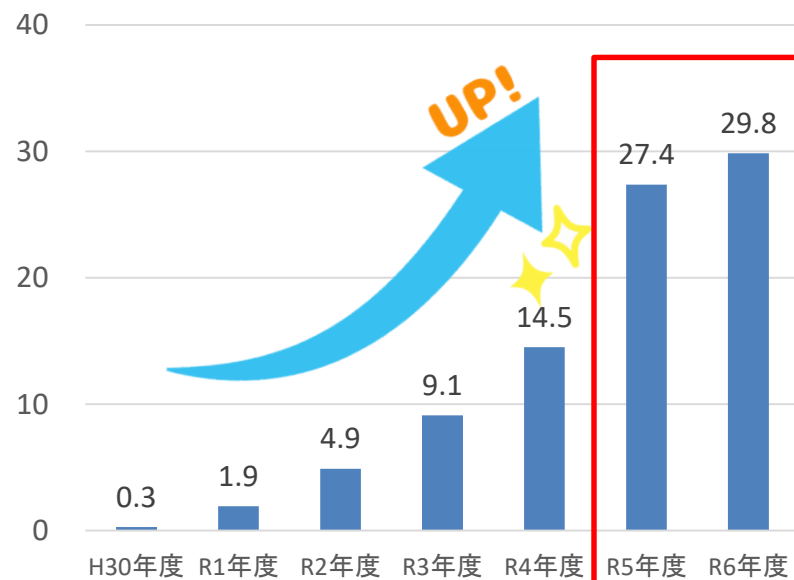


※R7.2末時点(令和6年1月1日時点住基人口に対する割合)

➡ 羽島市は令和7年2月末時点で
県内21市中4番目の高さ

〔図表4〕 証明書のコンビニ交付率

(単位:%)



※R6年度は、R7.1月末までの集計数値

➡ コンビニ交付が身近になることで
ますます証明書の取得が簡単に

※コンビニで取得可能な証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し、市県民税所得・課税・所得課税証明書

市民サービス向上の取り組み

- ・コンビニ交付サービスは交付手数料100円減額を継続中
- ・市役所1階フロアに庁内コンビニ交付端末機を設置して窓口混雑を緩和
- ・「書かない窓口」の導入で手続きに要する時間を短縮
- ・「行かない窓口」の実現に向けてオンライン申請を拡充
- ・手続きの利便性を高める業務アプリを職員自らが作成
- ・公共施設予約サービスの導入によりオンラインで24時間受付可能
- ・スマホ決済アプリ導入により市税や料金の納付がオンラインにて可能



すでに**100件以上**の手続きを**オンライン**で行うことができます。



- ・オンライン申請ができる手続きの周知に努めます。
- ・電子機器の操作が苦手な方にも、丁寧で分かりやすい接遇を心がけています。

フロアマップ

■本庁舎出入口利用可能時間

- ・ 1階正面玄関 → 8:45～16:45

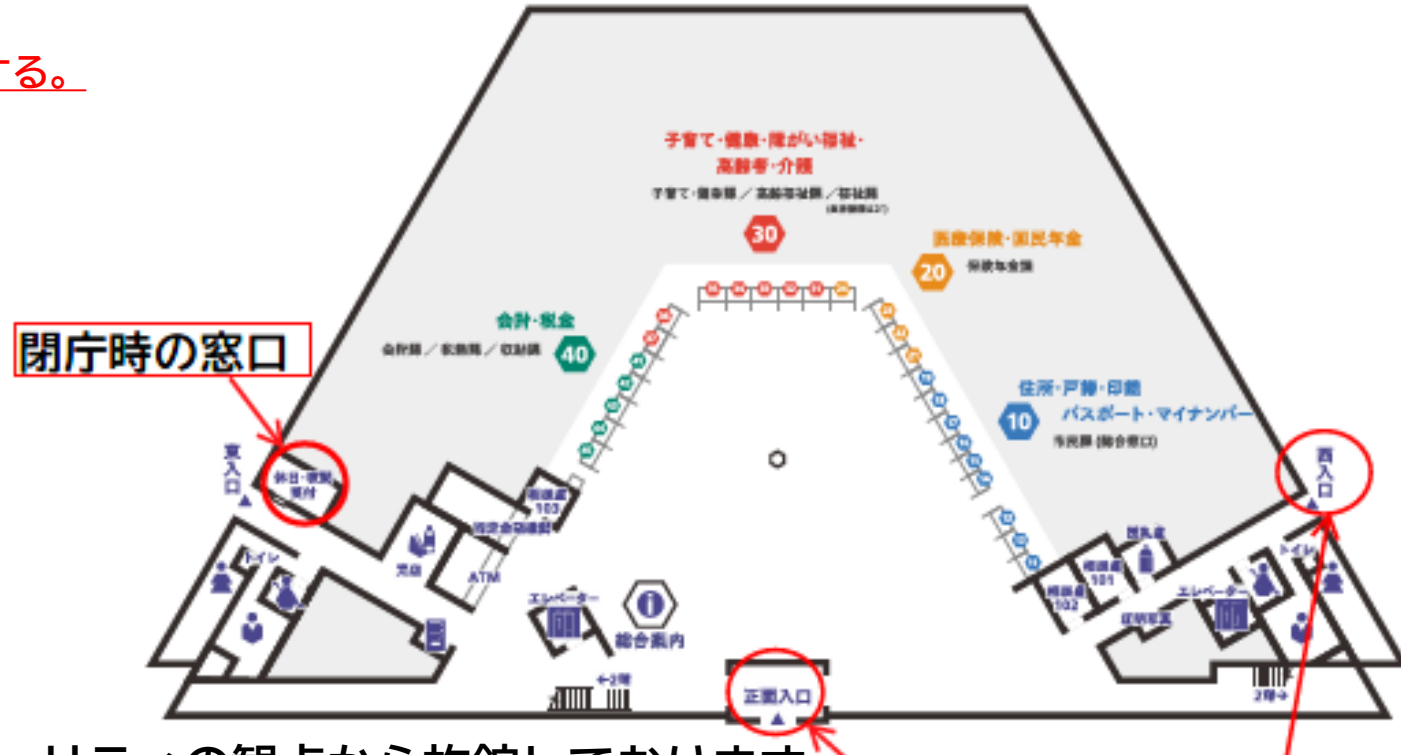
※開庁時間と同時間帯のみ利用可能

- ・ 1階東入口 → 24時間

※開庁時間においては来庁者も自由に入出りできますが、閉庁時間においては職員以外出入りができませんので、インターフォンを使用し警備員の指示に従ってください。

※休日・夜間窓口へはここを利用する。

- ・ 1階西入口 → 8:45～16:45



上記利用可能時間以外はセキュリティの観点から施錠しております。
正面玄関に看板を設置し、窓口業務開始時間の案内を行います。

閉庁時は利用不可